

【作成上の留意事項】

1 認知症等による不適応行動

認定調査における行動に関連する項目のうち

「夜間不眠や昼夜が逆転している」・「一人で外に出たがり目が離せない」・「火の始末や火元の管理ができない」・「ろう便行為等の不潔行為がある」・「異食行為がある」

に関する項目に「ある」又は「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」・・・毎日ある場合/「やや多い」・・・週に1～2回以上ある場合

「少しあり」・・・月に1～2回程度ある場合

を目安として判断する。

2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

評価項目		20点	16点	12点	8点
在宅サービス利用限度額割合		60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
要介護度	5	21,639 単位	18,033 単位	10,820 単位	10,820 単位
	4	18,484 単位	15,403 単位	9,242 単位	9,242 単位
	3	16,159 単位	13,466 単位	8,080 単位	8,080 単位
	2	11,770 単位	9,808 単位	5,885 単位	5,885 単位
	1	10,016 単位	8,346 単位	5,008 単位	5,008 単位

算定の期間については概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション
短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与等

3 介護者の障害・疾病

「介護は困難」・・・介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」・・・介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならびである場合

「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能の場合

を目安として判断する。

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。